

## スポーツ合宿等受入支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、水俣市内においてスポーツ合宿等を実施し、市内宿泊施設を利用する団体（以下「団体」という。）の誘致を推進するため、スポーツ合宿等受入支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、水俣市補助金等交付規則（昭和62年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「宿泊施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する「旅館・ホテル営業」に供する施設をいう。

### (交付の要件)

第3条 この補助金は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当する場合に交付するものとする。

- (1) スポーツに関する合宿等であること。
- (2) 本市若しくは近隣地域のスポーツ施設を利用して合宿等を実施する団体であること。
- (3) 期間中、市内の宿泊施設に宿泊すること。
- (4) 合宿等に参加した者の延べ宿泊者数（宿泊施設に宿泊した人数に当該宿泊日数を乗じた数）が10人以上であること。

### (交付の補助金額)

第4条 この補助金の交付の補助金額は、合宿等に参加した者の延べ宿泊者数に1,000円を乗じた額とする。ただし、10万円を上限とする。

### (補助金の申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を、原則として合宿等の開始3日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) スポーツ合宿等受入支援事業補助金申請書（様式第1号）
- (2) 合宿等計画書（様式第2号）
- (3) その他必要と認められる書類

### (申請の取下げ)

第6条 前条の申請書の提出後、補助金の交付決定通知書を受け取る前までに、合宿等の中止等により申請を取下げることとなった場合は、スポーツ合宿等受入支援事業補助金交付申請取下書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、第5条の規定により補助金の交付申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付を決定し、スポーツ合宿等受入支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

### (補助金の変更申請)

第8条 申請者は交付決定の通知を受けた後において、合宿等の内容の変更等により申請額に変

更が生じるときは、次に掲げる書類を速やかに提出しなければならない。

- (1) スポーツ合宿等受入支援事業補助金変更交付申請書（様式第5号）
- (2) スポーツ合宿等受入支援事業補助金変更合宿計画書（様式第6号）  
（補助金の変更交付決定及び通知）

第9条 市長は、変更交付申請に係る合宿等の内容が適正と認められるときは、スポーツ合宿等受入支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。  
（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を中止し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。  
(1) 合宿等を実施しなかったとき。  
(2) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。  
(3) その他補助金の交付目的を達することができないと認められる事由が生じたとき。  
（実績報告）

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、合宿等の終了後20日以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。  
(1) スポーツ合宿等受入支援事業補助金実績報告書（様式第8号）  
(2) 宿泊証明書（様式第9号）  
(3) その他必要と認められる書類  
（補助金の交付額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、スポーツ合宿等受入支援事業補助金確定通知書（様式第10号）を申請者に通知するものとする。  
（補助金の交付方法）

第13条 この補助金は、精算払により交付する。

2 申請者は、補助金の請求をしようとするときは、スポーツ合宿等受入支援事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。  
（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

令和 年 月 日

水俣市長 様

所在地  
団体名  
代表者名

令和 年度スポーツ合宿等受入支援事業補助金申請書

このことについて、スポーツ合宿等受入支援事業補助金の交付を受けたいので、申請します。

記

1 申請額 円

2 添付書類

- ・合宿等計画書(様式第2号)
- ・その他

## 様式第2号 (第5条関係)

## 合宿等計画書

団体の名称		
連絡責任者	住所	〒 通知送付先をご記入ください。申請所在地と同じ場合は記入の必要はありません。
	氏名	
	電話番号	
	E-mail(必須)	
スポーツ競技種別		
実施期間	令和 年 月 日( ) ~ 令和 年 月 日( )	
使用競技施設		
宿泊施設		
参加人数	人	
延べ宿泊者数	延べ( )人 延べ宿泊者数=(宿泊人数)×(宿泊日数) 延べ宿泊者数×1,000円=申請額となります。(限度額100,000円)	
合宿等の目的		
合宿等の 日程・内容	※合宿に関するスケジュール及び活動(練習)内容を記入してください。別添でもかまいません。	

様式第3号（第6条関係）

令和 年 月 日

水俣市長 様

所在地  
団体名  
代表者名

令和 年度スポーツ合宿等受入支援事業補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付けで申請した合宿については、スポーツ合宿等受入支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記の理由により取下げます。

記

取下げの理由（下記あてはまる理由に○をしてください。）

- ( )①諸事情による合宿中止
- ( )②延べ宿泊者数が交付要件を満たさなくなった
- ( )③その他交付要件を満たさなくなった

様式第4号（第7条関係）

水 指令第 号  
年 月 日

様

水俣市長 印

令和 年度スポーツ合宿等受入支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったスポーツ合宿等受入支援事業補助金については、スポーツ合宿等受入支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 交付決定額 金 円
  
- 2 交付の条件は、次のとおりとする。
  - (1)合宿等の中止等変更が生じる場合については、市長の承認を受けること。
  - (2)本助成金は、目的以外に使用してはならない。
  - (3)補助金の使途が不相当と認めたときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
  - (4)この補助金の経理については、実地に検査することがある。

様式第5号（第8条関係）

令和 年 月 日

水俣市長 様

所在地  
団体名  
代表者名

令和 年度スポーツ合宿等受入支援事業補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け水ス指令第 号で交付決定通知があったスポーツ合宿等受入支援事業補助金について、下記のとおり変更を申請します。

記

- 1 変更申請額 円
- 2 添付書類
  - ・合宿等計画書(変更後)
  - ・その他
- 3 変更理由

様式第6号（第8条関係）

変更合宿等計画書

団体の名称		
連絡責任者	住所	〒 通知送付先をご記入ください。申請所在地と同じ場合は記入の必要はありません。
	氏名	
	電話番号	
	E-mail(必須)	
スポーツ競技種別		
実施期間	令和 年 月 日( ) ~ 令和 年 月 日( )	
使用競技施設		
宿泊施設		
参加人数	人	
延べ宿泊者数	延べ( )人 延べ宿泊者数=(宿泊人数)×(宿泊日数) 延べ宿泊者数×1,000円=申請額となります。(限度額100,000円)	
合宿等の目的		
合宿等の 日程・内容	※合宿に関するスケジュール及び活動(練習)内容を記入してください。別添でもかまいません。	

※変更の生じた部分については、変更前を上段( )書きにしてください。

様式第7号（第9条関係）

水ス指令第 号  
年 月 日

様

水俣市長 印

令和 年度スポーツ合宿等受入支援事業補助金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったスポーツ合宿等受入支援事業補助金の計画変更については、スポーツ合宿等受入支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、承認し、金 円（前回までの交付決定額金 円）に変更する。

- 1 交付の条件は、次のとおりとする。
  - (1)合宿等の中止等変更が生じる場合については、市長の承認を受けること。
  - (2)本助成金は、目的以外に使用してはならない。
  - (3)補助金の使途が不相当と認めたときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
  - (4)この補助金の経理については、実地に検査することがある。

様式第8号（第11条関係）

令和 年 月 日

水俣市長 様

所在地

団体名

代表者名

令和 年度スポーツ合宿等受入支援事業補助金実績報告書

このことについて、下記のとおり補助事業実績報告書を提出します。

記

1 補助金額 円（延べ宿泊者数×1泊1,000円） ※上限10万円  
※ただし、交付決定後、合宿3日前までに増額の変更申請を行っていない場合は、その交付決定額が上限となります。

2 添付書類

- ・宿泊証明書(様式第9号)
- ・その他必要と認められる書類

様式第9号 (第11条関係)

宿泊証明書

宿泊団体名	
宿泊期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (チェックインの日) (チェックアウトの日)
延べ宿泊者数	延べ( )人 ※延べ宿泊者数=宿泊人数×宿泊日数
宿泊施設名	
宿泊証明者名 及び印	印  ※宿舎名についてはゴム印可 宿泊証明者については、フルネームでご記名、押印をお願いします

※この証明書については、宿泊証明者の訂正印による訂正以外は認められません。

様式第10号（第12条関係）

水 指令第 号  
年 月 日

様

水俣市長 印

令和 年度スポーツ合宿等受入支援事業補助金交付確定通知書

令和 年 月 日付け水ス指令第 号で交付決定しましたスポーツ合宿等受入支援事業補助金については、スポーツ合宿等受入支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおりその額を確定しましたので通知します。

- 1 交付確定額 金 円
- 2 交付決定額 金 円

様式第11号 (第13条関係)

### スポーツ合宿等受入支援事業補助金交付請求書

金 \_\_\_\_\_ 円

令和 \_\_\_\_ 年度スポーツ合宿等受入支援事業補助金として、上記のとおり請求します。

水俣市長 様

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

所在地  
団体名  
代表者名

印

振 込 先

金融機関	銀行 信用金庫 ( )		支 店 出張所
振込口座	預金種類 普通預金 ・ 当座預金	口座番号 No.	
フリガナ 口座名義	※フリガナは <u>金融機関に登録のとおりご記入</u> ください。		

※振込先金融機関として、ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名(漢数字)・預金種類・口座番号(7桁)」(通帳表紙及び見開き下部記載)をご記入ください。  
※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳(表紙見開き部分)か、キャッシュカードの写しを添付してください。  
注意:銀行名・支店名・口座種別・口座名義の全てを確認できない場合はお支払いができません。